

各 位

会 社 名 スパークス・グループ株式会社  
代表者の役職名 代表取締役社長 阿部 修平  
(JASDAQ コード番号 : 8739)  
問い合わせ先 執 行 役 員 清 水 樹 郎  
電 話 番 号 0 3 - 5 4 3 7 - 9 7 0 0

スパークス・グループ株式会社傘下の資産運用会社の提出する大量保有報告書における  
発行体経営陣との対話にかかる開示に関する方針について

当社は、「証券取引法施行令の一部を改正する政令（重要提案行為等に関する部分は、平成 18 年 12 月 13 日施行）」の大量保有報告制度見直しに基づく同報告書の「保有目的」の記載に関する考え方を下記のとおり発表いたします。

今回の改正を踏まえ、当社グループは、大量保有報告書の制度趣旨に基づき、規制当局の指導の下、適正な大量保有報告書の提出に努めてまいりたいと考えております。

記

1. 背景

(1) スパークス・グループ株式会社傘下の資産運用会社各社は複数の投資戦略に基づいて日本株に投資をしておりますが、「日本株式集中投資戦略」および「日本株式バリュー・クリエーション投資戦略」におきましては、発行体の経営陣との建設的な議論を通じて、運用成績を向上させることを運用手法の一つにしており、発行済み株式総数の例えば 5% を超えるような集中投資を行うことがあります。

(2) 関連法令に規定される「重要提案行為等」を行う銘柄および提案の具体的な内容が現段階において確定しているわけではありませんが、例えばグループ運用会社が大量保有者として発行体の経営陣と様々な局面で建設的な話し合いをする場合、上記のとおり 5% を超えるような集中投資を行うことがあかつ運用方針上発行体経営陣との建設的な議論を通じて運用成績を向上させることを目標にしていることに鑑みれば、当該行為は当初より「重要提案行為等」とみなされる可能性があるものと判断いたしました。

2. 当社の方針

外部の専門家とも協議の上、「日本株式集中投資戦略」および「日本株式バリュー・クリエーション投資戦略」に基づき運用する銘柄につきましては、原則として、大量保有報告書において「重要提案行為等」の記載欄に「重要提案行為等を行う予定である」と記載し、「保有目的」の欄で投資戦略につき説明する方針であります。この点、現時点において想定される保有目的の具体的内容は、あらまし以下のとおりです。

【保有目的】

「提出者は資産運用会社として、有価証券売買による利益を得ることを目的として発行者の株式を保有するものであり、適切と判断する時期および条件において発行者の株式につき市場内外で取得または処分を行う。提出者が採用する投資戦略には、発行者経営陣との建設的な議論を通じて、運用成績を向上させることを目標とするものもあり、このような戦略(以下「本件戦略」という。)に基づいて発行済み株式総数の 5% を超えるような投資を行うこともある。本件戦略に基づいて発行者の株式を取得している関係上、提出者は、発行者への投資を継続的に見直し、発行者の財務状況、発行

者の株価、証券市場の状況、一般的な経済および業界の状況等に応じて、発行者への投資に関連して提出者が適切だと判断する行動を採ることがある。当該行動は、発行者経営陣との建設的で原則として友好的な議論を通じて行われるものであるが、法令上の「重要提案行為等」に該当することがある。なお、提出者が別の投資戦略に基づき保有する株式に関しては、上記のような行動に同調する場合と同調しない場合の両方が考えられる。」

(注) なお、「日本株式集中投資戦略」および「日本株式バリュウ・クリエーション投資戦略」において「重要提案行為等」を行うにあたり、グループの運用会社が行う場合および運用会社とともに起用されたコンサルタント業務を営む関連会社が行う場合の両方が想定されております。

### 3. 今後の予定

上記のような開示を今後順次「日本株式集中投資戦略」および「日本株式バリュウ・クリエーション投資戦略」により運用するファンドの保有する銘柄について行うことを予定しております。ただし、個々の銘柄により開示の具体的な文言が異なる可能性が存在しますので、必要に応じ、実際に提出された報告書の内容を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 4. 別の投資戦略について

「日本株式集中投資戦略」および「日本株式バリュウ・クリエーション投資戦略」以外の投資・運用戦略におきましては、特段の事情がない限り、「重要提案行為等」を行うことは想定しておらず、上記のような取扱いは現在予定しておりません。当該戦略にかかる運用の専門家が発行体の経営陣と話し合いを行う中で、質問をさせて頂くことや、経営陣より意見を求められた場合に随時回答させて頂くことは考えられますが、その時々々の状況により5%を超えるような大量の株式を保有している場合においても、それらはあくまで運用調査等の目的で行われるものであり、発行体の事業活動に対して他律的な影響力を行使することを目的とするものではありません。但し、大量保有報告書の提出に当たっては、保有株数が戦略を超えて合算されてひとつの報告書が作成されるため、例えばその他の投資戦略で4.9%、本件戦略で1%保有する場合は、その他の投資戦略に基づき保有する4.9%の株式に関しては、上記のような行動に同調する場合と同調しない場合の両方が考えられます。しかし、技術的な理由により、全株が本件投資戦略により保有されているのと同様の開示がなされることが予定されています。

以 上